

婦人と親族法 太田英隆

第二款 離婚の効力

離婚は婚姻の解除であります。即ち夫婦たる關係を斷絶せしむるものであります。是れ實に離婚の主要なる効力と云はねばなりません。さうして離婚から生じたる婚姻解除の効果は配偶者間に於けると其子に對するによつて各異なつてゐます。今其重なる者を述べませう。

甲 配偶者の身上に關する効力

一、離婚した配偶者は實家に復歸するのであります。

ます。

二、離婚した配偶者は、相互に扶養を爲し又相互に同居するの義務を免るゝものであります。

す。

三、婦は將來夫權に従ひません。隨て其結果た

る無能力を免脱します。

四、離婚したる配偶者は各婚姻を爲すことが出來ます。

來ます。

乙 配偶者の財産に關する効力

元來夫婦財産契約は、二人の結合によりて爲つたものでありますから、其結合が解除されたときは、其契約も亦從つて解消すべきであります

丙、子に對する効力

一、協議上の離婚のとき子の監護を定めなかつたときは其監護は父に屬し、父が婚家を去つたときは母に屬します。

二、裁判上の離婚のときでも右と全じであります

すが、

裁判所は子の利益の爲め右と異つた處分を命

ずることが出來ます。

す。

離婚届も婚姻届と全じく一般に必要でありますから、左にその例を挙げませう

○離婚届(協議離婚の例)

東京市京橋區金六町五番地士族商人

夫 堀越吉之助
明治十年五月六日生

右父 堀越松太郎

右母 琴江

妻 ひとと

明治十二年三月八日生

右父 吉村鶴之助
右母 とめ

復籍すへき家の戸主

吉村太郎

右協議に依り離婚候間及届出候也

明治三十九年三月六日

右

夫 堀越吉之助
妻 ひとと

東京市神田區猿樂町二番地官吏

證人 村松吉郎

東京市日本橋區北新堀町九番地教員

證人 櫻岡多賀夫

○離婚届(裁判離婚の例)

何府縣郡市町村番地屬藉職業

夫 某
生年 月 日

右父 某

右母 某

妻 某
生年 月 日

右離婚候間別紙 裁判牒本相添 及 届出候也

年 月 日

復籍すべし家の戸主 某

右父 某
右母 某

右

但しこの場合は離婚裁判確定後十日内に届出で

ねばなりません

▲朝顔の發育 八十八夜も過ぎ去つて朝顔種の蒔附けもこれからと云ふ處であるが今年は氣候も順當であつて發育も至極良好の見込、昨年よりも余程の大輪を咲かせる事が出来るであらう。
▲雀の蕃殖力 は驚くべきもので只一番の者から十ヶ年後に二億七千萬羽以上の子孫を蕃殖するさうだ。

學校幼稚園のため

保育法の研究には古來の教育家就中フレーベルの教育説に論及するの必要あり

女子高等師範學校 中村五 六

保育法殊に幼稚園教育に就いては幼稚園を始めて作つたフレーベル氏の教育説に及ぶの必要あり、殊に同氏は幼稚園の元祖として、はやく教育改革者として、吾人の先輩が尊奉してをるのであるから吾人が、同氏の説を祖述し、之を批評するの必要がある。今若し、同氏の説を離れて新に研究せんとするは、當に同氏に對して敬意を失するのみならず、實際上不便の點が多くあつて智者の取るべき方法でない、故に、フレーベル氏の説を基礎と